浦 監 第 1 4 6 号 令和 3 年 7 月 9 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大塚修平

浦安市監査委員 西川嘉純

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の 通知があったので、別紙のとおり公表します。 1. 監査の種類等 定期監査

> (令和2年4月1日~令和2年11月30日、令和2年12月31日又は 令和3年1月31日)

- 2. 監查対象部課 生涯学習部:公民館、中央図書館
- 3. 監査結果公表年月日 令和3年5月27日
- 4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項 (課名)	措置の内容
	(1) 自動ドア防護柵設置工事につい	(1) 今後は、このような
	て、5館(中央・堀江・富岡・当代	は、各館で事前に情報を
	島・日の出)では、ほぼ同一の契約	する館において協議のう
	期間で、それぞれ見積り合わせによ	め契約を行うよう契約事
	り随意契約で実施していた。今後は、	りました。
	このような案件については、取りま	
	とめにより入札等で行われたい。(改	
	善事項:公民館)	
	(2) 土地建物貸付収入について、休憩	(2) 歳入予算の補正に際

のような案件について に情報を共有し、該当 協議のうえ、取りまと う契約事務の改善を図

販売機の貸付料を計上していた。こ のうち、販売コーナーについては、 運営事業者が未定であったため、減し 額補正を行っていた。一方、自動販 売機については、入札により実施し たところ、当初の見込みを上回る収 入があったが、増額補正を行ってい なかった。本来であれば、増額分も 併せて補正を行うべきであることか ら、今後は、適切に行われたい。(改

善事項:中央図書館)

補正に際しては、複数 ・飲食室内の販売コーナー及び自動 │ 人での確認を行いました。また、適切な 処理について課内職員に周知を図りま した。

> 今後は、さらに周知徹底を図り、補正予 算の積算についての適正な事務処理に 努めていきます。